

4. 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

概要	新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。 支給額は、住民税非課税世帯の学生等は 20 万円、それ以外の世帯の学生等は 10 万円です。
申込時期	第 1 次締切：6 月 18 日(木)
対象	国内の大学等に在学している人が対象です。 家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことが求められます。 本学ホームページに「申請の手引き」を掲載していますのでご参照ください。 http://www.teikyo-gjc.ac.jp/info.html

《申込方法》

申込書類	・ 本学ホームページよりダウンロード http://www.teikyo-gjc.ac.jp/info.html ①申請の手引き ②【様式 1】支援緊急給付金申請書 ③【様式 2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書 ・ 各自で用意 ④「申請の手引き」P.7 ⑥記載の書類（該当のもののみ）
手続きの流れ	必要な書類を作成・準備し、期日までに事務室窓口へ提出してください。